

住所に基づき指定した 小・中学校の変更

市では、住所に基づき、就学先の小・中学校を指定しています。

下表の要件に該当する事情がある場合、他の学校への「指定校変更申立」をすることができます。なお、理由が相当でない場合や、登下校および緊急時の安全に問題がある場合などは、変更できません。詳しくは担当へお問い合わせください。

要件	対象学年	変更期間	必要事項
1 いじめ被害への対応	小・中学校全学年	必要とする期間	判断するための資料となるものの提出
2 地理的な事由による通学の安全確保などの事情			
3 指定された中学校に希望する部活動がないため、希望する部活動が行われている住所地から最寄りの他の中学校に就学をしたい	中学校1年生	必要とする期間	変更先学校長の同意
4 市内転居したが、引き続き従前の学校に就学をしたい	小学校6年生、中学校3年生	卒業まで	従前学校長の同意
5 学期途中で市内転居したが、引き続き従前の学校に就学をしたい	小学校1～5年生、中学校1～2年生	転居した学年の学年末まで	
6 新築や改築などで、一時的に学区外へ引っ越しをしたが、従前の学校に就学をしたい	小・中学校全学年	必要とする期間	売買契約書または賃貸契約書の写しの提出
7 学区外への転居が確実なため、転居先の学区の学校へ就学をしたい			
8 心身や通院などの事情で配慮を必要とする			
9 自宅に帰っても、児童を保護する者がいないときに、保護者の帰宅まで親戚などの家や勤務先・店舗などで児童を預かる	小学校全学年	必要とする期間	預り先住所（所在地）、保護者の就労などが確認できる書面の提出
10 指定校で国際教室が開級されていない場合で、国際教室に入級するため、開級している居住地から最寄りの他の小中学校に就学をしたい	小・中学校全学年		保護者の母語または日本語訳で記入した書類
11 指定校変更許可区域に住んでいる		卒業まで	
12 要件6～9で指定校を変更した児童・生徒の兄弟姉妹である		必要とする期間	

担当 学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311

文化財講座

「縄文ムラからヒスイが出たぞ！」

市では、昨年度に南栗原地区の下谷遺跡で実施された発掘調査（第2次、第3次調査）の成果を発表する講演会を開催します。

- とき 12月12日（土）
午後2時～3時30分
- ところ ハーモニーホール座間2階大会議室
- 講師 有限会社吾妻考古学研究所主任研究員
浅賀貴広さん
- 対象 市内在住者
- 定員 15人（申込順）
- 参加費 無料
- 申込方法 12月11日（金）までに電話または直接担当へ



発掘された
翡翠の太珠



遺跡調査時の様子

担当 生涯学習課 ☎046(252)8431 ☎046(252)4311

新型コロナウイルス感染症 中小事業者等に対する令和3年度 固定資産税などの特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて、事業用家屋、償却資産に対する固定資産税、都市計画税の課税標準額をゼロまたは2分の1とする特例措置を受けることができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

○対象 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間と比べて、30パーセント以上減少した中小事業者等（性風俗関連特殊営業を営む者を除く）

中小事業者等とは

個人	常時使用する従業員数が千人以下
法人	資本金または出資金の額が1億円以下 資本または出資を有しない法人は、常時使用する従業員数が千人以下

※大企業の子会社などは対象外です。詳しくは中小企業庁ホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>) をご覧ください。

○対象となる税とその範囲

- ・令和3年度課税分の事業用家屋に対する固定資産税および都市計画税
※事業用家屋の事業の用に供している部分のみが、特例の対象になります。居住の用に供している部分は、特例の対象になりません。
- ・令和3年度課税分の償却資産に対する固定資産税

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比	特例割合
50パーセント以上の減少	全額
30パーセント以上50パーセント未満の減少	2分の1

○必要書類

【共通】

- ・特例措置に関する申告書（市ホームページからダウンロード可）
※認定経営革新等支援機関などの確認印が押された原本を提出してください。
- ・認定経営革新等支援機関などに提出した書類一式の写し

【事業用家屋について申告する場合】

- ・特例対象資産一覧

【償却資産について申告する場合】

- ・令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

○申告方法 令和3年1月4日（月）～2月1日（月）（消印有効）に、必要書類を〒252-8566座間市役所固定資産税課宛てに郵送

※申告期間後提出分は、原則特例を適用しません。

※認定経営革新等支援機関の一覧など詳しくは、中小企業庁または金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>) をご覧ください。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

新型コロナウイルス感染症 家計が急変した世帯への就学援助

市の就学援助制度では、原則、前年の世帯全員の合計所得で審査を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した世帯に対しては、今年の収入状況を確認して審査を行います。

詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311